

郡山市医療関連製品開発費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の医療関連産業の振興と集積を促進するため、医療関連製品の研究開発等を行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) コンソーシアム 複数の中小企業者等が連携し事業を実施する共同事業体をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（以下「市内の中小企業者等」という。）又は市内の中小企業者等を含むコンソーシアムとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (2) 中小企業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、医療関連製品の調査研究等に必要な別表に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費2分の1以内の額とし、1申請当たり50万円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は補助事業計画書（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は医療関連製品開発費補助金事業連携計画書（第2号様式）（市内の中小企業者等を含むコンソーシアムの場合に限る。）とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内又は事業が完了した日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、成果報告書（第3号様式）とする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により、申請者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 概算払の方法により補助金の交付を受けようとする者は、医療関連製品開発費補助金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
1 報償費	専門家及び学識経験者の指導又は助言に対する謝金
2 旅費	専門家や知識経験者の交通費
3 通信・運搬費	資材や資料の運搬、郵送、通信等に要する経費
4 賃借料	機械装置、工具器具、会議室等の賃借に要する経費

5 原材料等費	製品開発に必要となる原材料又は副資材の購入に要する経費
6 加工費	部品加工等に要する経費
7 委託費	製品改良、分析、実証、法定検査、調査等の外注に要する経費
8 設計費	設計等に要する経費
9 性能試験関連経費	分析、測定、試験、解析、評価等に要する経費
10 その他	その他市長が特に必要と認める経費